

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十二号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																													
<p>別表（第三条関係） 一 本庁に置く職</p> <table border="1"> <tr> <td>職名 (略)</td> <td>職の置かれる組織 (略)</td> <td>職務 (略)</td> <td>備考 (略)</td> </tr> <tr> <td>経営戦略 略審議 官</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広島サ ミット 推進審 議官</td> <td>局</td> <td>知事の命を受け、 広島サミットに 関する事務を掌 理する。</td> <td>地域政 策局に 必要に 応じ置 く。</td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		職名 (略)	職の置かれる組織 (略)	職務 (略)	備考 (略)	経営戦略 略審議 官	(略)	(略)	(略)	広島サ ミット 推進審 議官	局	知事の命を受け、 広島サミットに 関する事務を掌 理する。	地域政 策局に 必要に 応じ置 く。	備考 (略)	(略)	(略)	(略)	<p>別表（第三条関係） 一 本庁に置く職</p> <table border="1"> <tr> <td>職名 (略)</td> <td>職の置かれる組織 (略)</td> <td>職務 (略)</td> <td>備考 (略)</td> </tr> <tr> <td>経営戦略 略審議 官</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		職名 (略)	職の置かれる組織 (略)	職務 (略)	備考 (略)	経営戦略 略審議 官	(略)	(略)	(略)	備考 (略)	(略)	(略)	(略)
職名 (略)	職の置かれる組織 (略)	職務 (略)	備考 (略)																												
経営戦略 略審議 官	(略)	(略)	(略)																												
広島サ ミット 推進審 議官	局	知事の命を受け、 広島サミットに 関する事務を掌 理する。	地域政 策局に 必要に 応じ置 く。																												
備考 (略)	(略)	(略)	(略)																												
職名 (略)	職の置かれる組織 (略)	職務 (略)	備考 (略)																												
経営戦略 略審議 官	(略)	(略)	(略)																												
備考 (略)	(略)	(略)	(略)																												
<p>二 (略)</p>		<p>二 (略)</p>																													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。